

## 農地中間管理事業による農地の貸し借りの流れ

法改正により令和7年4月から、農地の貸し借りは「利用権設定等促進事業(相対契約)」はできなくなり、農地法第3条もしくは、農地中間管理事業を経由する「農地中間管理事業」により行うことになりました。

### 1. はじめに

出し手(所有者)と受け手(耕作者)の両者で、賃借料、賃借期間などを決めます

### 2. 必要書類を提出し、申請書を作成

出し手①・受け手②が次の書類に記入し、農林創生課へ提出して申請書を作成します※1

出し手① : 農地中間管理事業用 調査票 土地所有者(出し手)

受け手② : 農地中間管理事業用 調査票 借受予定者(受け手)

書類については市ホームページ(農地中間管理事業)からもダウンロードできます  
<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/22/1135.html>

※1 農地の情報(地番・地目・面積・所有者)がわかる農地台帳などを持参いただくと、確認や手続きの時間を短縮できます(農地台帳は農業委員会が発行できます)

### 3. 申請書の提出

出し手・受け手の双方が申請書を確認・押印し、農林創生課へ提出します  
 農業委員会総会で契約内容の審議を行います

2か月程度

### 4. 許可の申請

申請書を農地中間管理機構へ送付し、農地中間管理機構が新潟県知事に認可申請します

1か月程度

### 5. 権利設定(許可・公告)

新潟県知事が認可・公告し、権利設定されます

【注意】「農地中間管理事業」による権利設定の手続きには3~4か月程度の時間がかかります

【お問合せ】農地中間管理事業について：農林創生課 農政振興係  
 農地法第3条について：農業委員会事務局

## 農業委員会 総会開催日・申請締切日

農業委員会は、毎月総会を開催し、農地の権利移動や転用等について審議しています。  
 令和8年度の開催予定は表のとおりです。申請の際は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

月	申請締切	総会日
4月	10日(金)	27日(月)
5月	8日(金)	25日(月)
6月	10日(水)	25日(木)
7月	10日(金)	27日(月)
8月	10日(月)	25日(火)
9月	10日(木)	25日(金)

月	申請締切	総会日
10月	9日(金)	26日(月)
11月	10日(火)	25日(水)
12月	10日(木)	25日(金)
1月	8日(金)	25日(月)
2月	10日(水)	25日(木)
3月	10日(水)	25日(木)

## 農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.38 令和8年4月

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていききたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願致します。

農業委員会事務局 ☎62-1700(代)

### 農地の贈与について

農地を贈与する場合は、たとえ親子の間であっても**農業委員会の許可が必要**です。農業委員会の許可を受けない農地の贈与契約は法的に無効となるため、法務局で所有権移転の登記を行うことはできません。

### 贈与の種類、要件

農地のまま贈与(農地法第3条許可) 受贈者(譲受ける人)は農業に従事するなど、**許可要件(※1)があります**

農地以外に転用して贈与(農地法第5条許可) **転用できない農地もあります**

(※1)主な許可要件：農作業に常時従事する、農地全部を効率利用、周辺の農地利用に支障がないこと

### 贈与税納税猶予の制度について

農業後継者の育成等を税制面から支援するために設けられた制度です。農業後継者に一定の要件で生前贈与した場合は**贈与税が猶予**ができます。

贈与の要件	農業を営業者(贈与者)が、 <b>農地の全部</b> および採草放牧地・準農地の3分の2以上を、 <b>農業後継者に一括して贈与</b> すること
贈与者の要件	農地を贈与する日まで <b>3年以上農業を営んでいる個人</b>
後継者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与者の<b>推定相続人</b>であること</li> <li>農地の取得日の年齢が<b>18歳以上</b>であること</li> <li>農地の取得日まで引き続き<b>3年以上農業に従事</b>していたこと</li> <li>農地の取得後、<b>速やかに農業経営</b>を行うこと</li> <li><b>担い手</b>になっていること(認定農業者等)</li> </ul>
農業委員会の許可	農地を贈与する場合は、農地法第3条の許可が必要です
税務署への申告	「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」を添えて申告 (農業委員会が発行します。証明発行には1か月程度かかります)

●要件を満たさない場合や継続届を提出しなかった場合は納税猶予が打ち切りとなる場合があります

### 【相続による農地取得の場合】

農地の所有者が亡くなり**相続により農地を取得**する場合は、農業委員会の許可は不要ですが、**届出が必要**です。相続登記が完了後に農業委員会へ届出をお願いします。

令和6年4月から相続登記が義務化されました。義務違反の場合は10万円以下の過料が科せられることがありますので、不動産(農地を含む)を相続したら必ず相続登記を行ってください。

## 見附市農地賃借料情報

令和7年1月から12月の間に締結された農地の賃貸料（10a当たり）をお知らせします。農地賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はありません。賃借料を決める場合は、出し手（所有者）と受け手（耕作者）の両者でよく協議したうえで決めてください。

地区名	平均額			最高額	最低額	件数
	ほ場整備区域	ほ場整備区域以外	中山間地域			
見附	16,600	17,100	11,700	22,000	5,000	123
北谷	18,100	17,700	—	30,000	5,000	215
葛巻	18,600	14,400	—	22,700	10,000	126
新潟	19,900	20,300	—	26,700	17,000	155
上北谷	—	—	9,500	20,000	1,000	78
今町	19,300	17,800	—	28,000	15,000	191
(参考) 市内全域	19,000	17,900	10,600	30,000	1,000	888

- ※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※ 畑は、締結件数が少ないため掲載していません。
- ※ 算出にあたり、著しく低額あるいは高額なデータは除外しています。
- ※ 土地改良区の賦課金（工事費・水利費）のほか、固定資産税、その他の租税は含まれません。
- ※ 農地の貸し借りは、**農地中間管理機構（農地バンク）を通じた契約**になります。農地バンクの契約については、農林創生課 農政振興係へお問合せください。

## 農作業賃金等の標準額のお知らせ

春耕期を迎え「令和8年農作業賃金等の標準額」を次のとおり決めました。あくまでも標準額ですので、ほ場の条件等により話し合いのうえ決めてください。

令和8年 農作業賃金等の標準額

作業名		単位		金額(円)	備考
作業賃金	田植・稲刈	1日当たり(8時間)		8,800	時給 1,100円
	その他農作業	1日当たり(8時間)		8,800	時給 1,100円
	オペレーター (特殊機械を除く)	1日当たり(8時間)		14,000	時給1,750円
機械作業料金	耕起	10a区画	10a当たり	7,500	
		30a区画	10a当たり	6,000	
		50a以上区画	10a当たり	5,500	
	耕起から代かきまで	10a区画	10a当たり	14,600	
		30a区画	10a当たり	11,900	
		50a以上区画	10a当たり	10,700	
	あぜぬり	1m当たり		40	片面ぬり
	防除	10a区画	10a当たり	1,400	※1回
	田植	10a区画	10a当たり	7,300	
		30a区画	10a当たり	6,000	
		50a以上区画	10a当たり	6,000	
	育苗	硬化苗(1箱)		880	※運賃 154円
	土壌改良材散布 (肥料散布含む)	10a区画	10a当たり	880	1袋(20kg)
	稲刈(コンバイン)	10a区画	10a当たり	21,700	もみ運搬費、10a当たり 1,450円 全面倒伏30%増し 半面倒伏15%増し 区画の軟弱度20%程度割増
30a区画		10a当たり	17,900		
50a以上区画		10a当たり	15,800		
溝切り	10a区画	10a当たり	3,100	1回当たり、乗用方溝切り機 枕地を含めて10 a区画で2往復、 30aで3往復、50aで4往復とする 機械作業のみ、排水口へのつなぎ作 業等は委託者とする	
	30a区画	10a当たり	2,700		
	50a以上区画	10a当たり	2,700		
乾燥から調整まで	1俵(60kg)		2,100		

◎この表は、消費税込みの価格となっております。(作業賃金を除く)

